

# 信用スコアサービスにおける AI ガバナンス

## ービジネス事例と海外の規制動向からー

○康 佳慧 (Kang Jiahui)

Keywords : 信用スコアリング、自動意思決定、AI ガバナンス、FEAT 原則

### 1 目的

本研究の目的は、ICT 技術の発展に伴う金融分野での個人データの利活用を背景に、日本で展開されている民間の信用スコアサービスのビジネスモデルを解明しつつ、データ収集・分析の基準及びスコア算出などのプロセスにおける AI ガバナンスの在り方を考察する。

### 2 方法

本研究の調査・分析方法は J. Score、ドコモ、ヤフーと LINE が提供している信用スコアサービスのビジネスモデル及びデータ収集・分析の実態を分析し、日本法のもとで同種のビジネスに潜んでいる法的リスクを明らかにする。また、EU、米国、シンガポールで行われている金融分野の AI ガバナンスの最新動向をまとめ、日本の信用スコアサービスへの示唆を提示する。

### 3 結果

調査・分析の結果として、いわゆる「自動意思決定」に関連する AI とビッグデータ技術の恩恵を受け、従来の信用評価方法で金融排除された者も金融サービスを利用可能となった同時に、個人のデータ提供の見返りとしてサービスと特典などが提供されるビジネスで収益性も生み出された。一方、AI による信用力算出はブラックボックス化の問題が存在し、個人はデータ利用の状況を把握できず、算出方法への理解力も足りない。また、算出の素材となる生データの範囲やユーザーの行動変化などにより AI でもバイアスを生じ、予測精度が落ちる可能性もある。これに対して、日本を含む多くの国は人間が介在しない完全自動意思決定の手法を禁じ、FEAT 原則(公平性、倫理、説明性、透明性)に基づいた AI 技術の利用を要請している。このうち、EU は AI ガバナンスにおいて、倫理審査委員会の設置、データ保護影響評価、ガバナンスと関連する認証制度の創設などを含む体制構築の枠組みを設けている。シンガポールは FEAT 原則の詳細な評価方法を策定するほか、特に信用スコアリングを取り上げ、その AI 利用の公平性に関する評価事例も提示した。米国は、AI ガバナンスで懸念している個人への不利益に注目し、信用スコアサービス提供者に開示義務を課しているほか、個人にサービス利用前の開示請求権も付与している。

### 4 結論

以上により、日本の信用スコアサービスに適用される AI ガバナンスは FEAT 原則の具体化の観点で有用であるが、その実効性を向上させるための法制度の工夫が必要である。

#### 【主要参考文献】

1. 林真子「信用スコアに関する規律のあり方：我が国と米国における信用情報の取扱いを踏まえて」IMES Discussion Paper No.2022-J-4 (2022年5月)。
2. Berg, Tobias and Burg, Valentin and Gombović, Ana and Puri, Manju, On the Rise of FinTechs – Credit Scoring Using Digital Footprints (July 15, 2019). Michael J. Brennan Irish Finance Working Paper Series Research Paper No. 18-12, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3163781>